



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第167号 令和2年2月21日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
74	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
75	同	同
76	解除予定保安林を告示する件	農林水産基盤整備局 森林整備課
77	保安林の指定施業要件を変更する予定にした件	同
78	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
79	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
80	指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件	出納局会計課
81	同	同

【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
2	徳島県病院局会計年度任用職員の任用等に関する規程	
3	徳島県病院局会計年度任用職員給与規程	

【病院局管理規程】

番 号	表	題	担当課名
4		徳島県病院局病院事業職員旅費規程の一部 を改正する規程	

【公安委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
3		雑踏警備業務 2 級検定の実施期日等を公表 する件	

徳島県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年二月二十一日から同年六月二十一日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ佐古店
所在地 徳島市佐古三番町北五の一番一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目三八番地	河合 映治
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	三橋 信也
有限会社ユー・テック	名西郡石井町浦庄字諏訪一七九 一〇	夏木 潤典
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号	北島 常好

4 変更年月日

令和元年七月五日

二 届出年月日

令和二年二月五日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年二月二十一日から同年六月二十一日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年二月二十一日から同年六月二十一日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ津乃峰店
所在地 阿南市津乃峰町長浜四四七番一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	三橋 信也
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目三八番地	河合 映治

4 変更年月日

令和元年六月二十一日

二 届出年月日

令和二年二月五日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿南市産業部商工観光労政課
- 縦覧の期間 令和二年二月二十一日から同年六月二十一日まで
- 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで
- 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿南市産業部商工観光労政課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第七十六号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
海部郡海陽町櫛川字馬場二五の一〇〇、二五の一〇一、二五の一〇八、二五の一〇九、二五の一〇二
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

徳島県告示第七十七号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

海部郡海陽町大里字白水八〇、八三の一から八三の四七まで、神野字神祇一二の一三、字大谷二六の八、字三筒二四の一、小川字桑原谷二九、三〇・三二・五一の一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字東桑原六一、六二の一から六二の四まで、字皆ノ瀬五九の二、五九の二八、六六の一七、字深瀬六の一、六の二、七の一、七の三、九、字北峯六の四、六の六、六の七、字関ノ溝一一、一二の一、一二の三、一二の四、字玉笠八六の三八、八六の四〇、字青木下一三、平井字保勢一一二の一三、字蔭杉字一七の一、一七の三、浅川字荒瀬一五の六五から一五の六七まで、奥浦字鹿ヶ谷六〇の一、六〇の一五、六〇の三八、六〇の三九、六〇の四四、六〇の四五、字一字谷四一の一、四一の九、櫛川字西敷七五の二三から七五の二六まで、七五の二八、大井字大谷五一の四〇から五一の四二まで、塩深字出久保三四、小谷字猪ノ鼻四二の一、九七の一、九九の一

二 指定施業要件の変更に係る保安林の指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第七十八号

国土交通省四国地方整備局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（UAV航空レーザ測量及びUAV航空レーザ測深）	吉野川直轄管理区間（吉野川市地内）	令和二年二月三日から 令和二年三月二十七日まで

徳島県告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市鳴門町三ツ石字南大手一四番三六及び一四番三九から一四番四一まで	板野郡松茂町広島字吉番越六番地六	株式会社多田組
吉野川市鴨島町知恵島字千田須賀西四五八番六二及び四五八番六〇七	吉野川市鴨島町知恵島八六一番地一	井上 愛子
名西郡石井町石井字城ノ内八九八番一及び八九九番一	徳島市庄町一丁目二八番地一六	株式会社加藤不動産
同 藍畑字西覚田五九六番六並びに五九六番三、五九七番一及び六一二番六の各一部	同 不動東町四丁目五九二番地の二	久次米 慎也 久次米 智美
板野郡北島町北村字三町地七番三、八番二、九番二、一〇番二、一一番一、一二番三、一三番二、一四番二、一五番二及び一七番二並びに一五番二の地先町有地	板野郡松茂町満穂字満穂開拓一三番地	株式会社四国高速

徳島県告示第八十号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年二月二十一日から施行する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表徳島市農業協同組合の不動支所の項中「徳島市不動本町二丁目」を「徳島市不動西町二丁目」に改める。

徳島県告示第八十一号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年三月十四日から施行する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表徳島信用金庫の赤石支店の項を削る。

公 告

徳島県厚生連労働組合から年度末一時金の要求に関して令和二年二月二十五日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

阿南市宝田町川原六 一

阿南医療センター

吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島二二

吉野川医療センター

阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇 一

阿波病院

徳島市北佐古一番町五番一二号

徳島県厚生農業協同組合連合会

阿波市阿波町平川原北五九 一

徳島県農村健康管理センター

徳島県病院局管理規程第二号

徳島県病院局会計年度任用職員の任用等に関する規程を次のように定める。

令和二年二月二十一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局会計年度任用職員の任用等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」といふ。）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」といふ。）の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第二条 この規程は、徳島県病院局に属する会計年度任用職員に適用する。

(職の区分及び職務の内容)

第三条 会計年度任用職員の職の区分及び職務の内容は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

職の区分	職務の内容
高度業務	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする業務であつて、重要施策又は重要事業の推進に関する業務に従事する。
準高度業務	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する。
専門業務	上司の命を受け、専門的な知識又は経験を必要とする業務に従事する。
医療助手業務	上司の命を受け、医療分野に関する助手業務に従事する。
一般業務	上司の命を受け、業務に従事する。
補助業務	上司の命を受け、補助的な業務に従事する。
医師	上司の命を受け、医師としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
歯科医師	上司の命を受け、歯科医師としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
薬剤師	上司の命を受け、薬剤師としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。

												業務に従事する。
			管理栄養士									上司の命を受け、管理栄養士としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			栄養士									上司の命を受け、栄養士としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			診療放射線技師									上司の命を受け、診療放射線技師としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			診療エックス線技師									上司の命を受け、診療エックス線技師としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			臨床検査技師									上司の命を受け、臨床検査技師としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			衛生検査技師									上司の命を受け、衛生検査技師としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			臨床工学技士									上司の命を受け、臨床工学技士としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			理学療法士									上司の命を受け、理学療法士としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			作業療法士									上司の命を受け、作業療法士としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			視能訓練士									上司の命を受け、視能訓練士としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			言語聴覚士									上司の命を受け、言語聴覚士としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
			歯科衛生士									上司の命を受け、歯科衛生士としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
心理療法業務従事者												上司の命を受け、心理療法業務従事者としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。

助産師	上司の命を受け、助産師としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
看護師	上司の命を受け、看護師としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
准看護師	上司の命を受け、准看護師としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
技能労務	上司の命を受け、技能労務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める業務に従事する会計年度任用職員の職の区分及び職務の内容は、別に定める。

（任用）

第四条 会計年度任用職員は、職員の任用に関する規則（平成二十八年徳島県人事委員会規則四九）第六十七条第一項第二号の規定に基づき、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により管理者が任命する。

2 会計年度任用職員の選考は、口述考査による能力の実証により行うものとし、必要に応じたその他の方法を用いることができるものとする。

3 会計年度任用職員の任用の手続は、管理者が別に定める。

4 選考は、公募によることとする。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

一 前年度に設置されていた職又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）に任用されていた者を引き続き当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合

二 職の性質から、公募により難いと管理者が認める場合

6 前項第一号の規定による公募によらない任用は、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員については四回、同項第二号に掲げる会計年度任用職員については二回を上限とする。ただし、これにより難いと管理者が認める場合は、この限りでない。

7 第五項第一号の規定による公募によらない任用は、口述考査及び当該職におけるその者の勤務成績等に基づく能力の実証の結果が良好である者に限り認めるものとする。

（雑則）

第五条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

2 会計年度任用職員の任用その他この規程を施行するために必要な準備行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規程の施行の日前に設置された臨時の職及び非常勤の職のうち、施行後に引き続き当該職と同一の職務内容と認められる法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用の職が設置されるもの(以下「制度移行対象職」という。)は、第四條第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

4 制度移行対象職に任用されている職員が、第四條第五項第一号の規定による公募によらない任用により会計年度任用職員に任用された場合は、同條第六項に規定する上限の回数から、制度移行対象職として任用された回数を減じたものを上限とする。

徳島県病院局管理規程第三号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程を次のように定める。

令和二年二月二十一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程

(趣旨)

第一条 この規程は、病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号。以下「条例」という。)(第二十八条第二項及び第三項の規定に基づき、別に定めるものを除くほか、病院事業に従事する企業職員で、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員であるもの(以下単に「会計年度任用職員」という。))の給与に關し必要な事項を定めるものとする。

(給料表)

第二条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 行政職給料表 他の給料表の適用を受けない全ての職員

二 医療職給料表

イ 医療職給料表(一) 医師及び歯科医師

ロ 医療職給料表(二) 病院に勤務する薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療工ツクス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び心理療法医業務従事者

ハ 医療職給料表(三) 病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師

三 技能労務職給料表 技能労務職員

2 前項第一号の行政職給料表は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第十九号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)(第三条第一項第一号の規定の、同項第二号の医療職給料表は会計年度任用職員給与条例第三条第一項第三号の規定の、同項第三号の技能労務職給料表は会計年度任用技能労務職員の給与に關する規則(令和二年徳島県規則第五号)(第二条の規定の例による。)

(職務の等級の標準的な職務の内容)

第三条 給料表の職務の等級の分類の基準となるべき職務の内容は、徳島県病院局職員給与規程(平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号。以下「職員給与規程」という。)(第二条第三項の規定の例による。)

2 前項の規定によりその例によることとされる職員給与規程第二条第三項に規定する職員給与規程別表第一に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で別表第一に定める等級別職務区分表に定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

(初任給の基準等)

第四条 新たに会計年度任用職員となった者の号俸は、次の各号に掲げる会計年度任用職員区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 次号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 別表第一に定める初任給

基準表（以下「初任給基準表」という。）の初任給欄に定める号俸

二 職務の等級を次に掲げる職務の等級に決定された会計年度任用職員（以下「特定職員」という。） 常勤職員（条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）との均衡及び当該特定職員の有する能力等を考慮して決定する号俸

イ 行政職給料表の二級及び三級

ロ 医療職給料表(一)の二級

ハ 医療職給料表(二)の三級及び四級

ニ 医療職給料表(三)の三級及び四級

ホ 技能労務職給料表の二級以上

2 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職名欄の区分に応じて適用するものとし、特定職員には適用しない。

3 初任給基準表の職名欄の区分は、その者が占める職（徳島県病院局会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和二年徳島県病院局管理規程第二号）第三条第一項の表に掲げる職及び同条第二項に規定する職をいう。以下同じ。）に応じて適用する。

4 その経歴（新たに会計年度任用職員となった日の属する年度の前年度の末日以前の経歴に限る。）について別表第三に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる経験の年数を有する第一項第一号に掲げる会計年度任用職員の号俸については、同項の規定にかかわらず、その者の号俸を同項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。ただし、特に必要があると認められる場合を除き、その者に適用される初任給基準表の上限欄に定める号俸を超える号俸とすることはできない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の調整）

第五条 フルタイム会計年度任用職員（会計年度任用職員のうち法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の給料の調整については、常勤職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当）

第六条 初任給調整手当を支給するフルタイム会計年度任用職員は、医師及び歯科医師の職に採用されたフルタイム会計年度任用職員（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修を受けている医師以外の者で、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により初任給調整手当を支給されていた期間（条例第二十八条第三項の規定によりその例によることとされる会計年度任用職員給与条例第十三条の規定による初任給の調整に係る給料を支給されていた期間を含む。）が通算して三十五年に達しているフルタイム会計年度任用職員には、初任給調整手当は支給しない。

3 初任給調整手当の支給期間は一年とし、その月額は三十万八千六百円（三好病院及び海部病院に勤務する者にあつては、四十一万三千八百円）に職員給与規程第四条の三の規定の例により得られる額を合わせて得た額とする。

4 前三項に定めるもののほか、初任給調整手当の支給については、常勤職員に対する初任給調整手当の支給の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当等）

第七条 フルタイム会計年度任用職員の特務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給については、常勤職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の特務勤務に係る給料）

第八条 特務勤務に係る給料（以下この条において「特務勤務給料」という。）を支給することができるパートタイム会計年度任用職員（会計年度任用職員のうち法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の範囲及び額については、常勤職員の例による。

2 条例第二十八條第三項の規定によりその例によることとされる会計年度任用職員給与条例第十二條第四項の規定により同項に規定する基準月額を算出する場合において、同項に規定する給料月額調整額に相当する額が加えられるパートタイム会計年度任用職員には、特務勤務給料を支給しない。ただし、やむを得ない事情等により本務以外の業務に従事した場合において、管理者が併給すべきことを認めるときは、この限りでない。

3 特殊勤務給料の支給日は、会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号。以下「会計年度任用職員給与規則」という。）第二十九條第二項の規定の例による。

4 前三項に定めるもののほか、特殊勤務給料の支給については、フルタイム会計年度任用職員に対する特殊勤務手当の支給の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の超過勤務に係る給料）

第九条 パートタイム会計年度任用職員の超過勤務に係る給料については、職員給与規程第一条に規定する再任用短時間勤務職員に対する超過勤務手当の支給の例により当該超過勤務手当の額に相当する額を給料として支給する。この場合において、職員給与規程第十七条中「第二十三條に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあるのは、「会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の規定の適用を受ける徳島県職員の例により算出した勤務一時間当たりの給料額」とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務等に係る給料）

第十条 パートタイム会計年度任用職員の休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務に係る給料については、常勤職員に対する休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給の例により当該手当の額に相当する額を給料として支給する。この場合において、職員給与規程第十八條及び第十九條中「第二十三條に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあるのは、「会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の規定の適用を受ける徳島県職員の例により算出した勤務一時間当たりの給料額」とする。

第十一条 前二條の規定による給料の支給日は、会計年度任用職員給与規則第二十九條第二項の規定の例による。

2 前二條及び前項に定めるもののほか、前二條の規定による給料の支給については、常勤職員に対する超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給の例による。

（この規程に定めがない事項）

第十二條 会計年度任用職員給与に關しこの規程に定めがない事項については、会計年度任用職員給与条例、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年

徳島県条例第六号）及び職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の規定の適用を受ける徳島県職員の例による。

（この規程により難い場合の措置）

第十三条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別段の取扱いをすることができる。

附 則

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧臨時職員（病院事業職員で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）第一条の規定による改正前の法第二十二條に規定する臨時的任用職員であるものをいい、管理者がこれに相当すると認める者を含む。以下同じ。）として在職していた者であつて、施行日以後に会計年度任用職員となつたものに対して令和二年六月に支給する期末手当に関しては、第十二條の規定によりその例によることとされる会計年度任用職員給と規則附則第三項に規定する在職した期間の算定については、その者が旧臨時職員として受けていた期末手当の支給方法、水準等に鑑みて管理者が特に必要と認めるときは、同項の規定にかかわらず、別段の取扱いをすることができる。

3 当分の間、採用による欠員の補充が困難であると認められる職その他任用について特別の事情があると管理者が認める職に採用されたフルタイム会計年度任用職員には、第十二條の規定にかかわらず、職員給と規程第二十四條の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）第八條の規定の例により通勤手当を支給する。

4 その者がフルタイム会計年度任用職員として採用されたものとしたならば前項の規定により通勤手当が支給されることとなるパートタイム会計年度任用職員に対して、第十二條の規定によりその例によることとされる会計年度任用職員給と条例第二十一條第一項の規定の例により通勤に要する費用を支給する場合には、第十二條の規定によりその例によることとされる同条例第七條の規定の適用については、同条中「第八條（第三項及び第四項を除く。）」とあるのは、「第八條」とする。

別表第一 等級別職務区分表（第三条関係）

イ 行政職給料表等級別職務区分表

職務の等級	職名
1 級	専門業務
	医療助手業務
	一般業務
	補助業務
2 級	準高度業務（他の等級別職務区分表の適用を受ける者を除く。）
3 級	高度業務（他の等級別職務区分表の適用を受ける者を除く。）

ロ 医療職給料表（一）等級別職務区分表

職務の等級	職名
1 級	医師
	歯科医師
2 級	高度業務（医師及び歯科医師として当該職の職務に従事する者であって、管理者が指定するものに限る。）

ハ 医療職給料表（二）等級別職務区分表

職務の等級	職名
1 級	栄養士
	診療放射線技師
	診療エックス線技師
	臨床検査技師
	衛生検査技師
	臨床工学技士
	理学療法士
	作業療法士
	視能訓練士
	言語聴覚士
	歯科衛生士
2 級	薬剤師
	管理栄養士
	心理療法業務従事者
3 級	準高度業務（薬剤師，管理栄養士，心理療法業務従事者その他の者として当該職の職務に従事する者であって，管理者が指定するものに限る。）
4 級	高度業務（薬剤師，管理栄養士，心理療法業務従事者その他の者として当該職の職務に従事する者であって，管理者が指定するものに限る。）

ニ 医療職給料表（三）等級別職務区分表

職務の等級	職名
1 級	准看護師
2 級	助産師
	看護師
3 級	準高度業務（助産師，看護師及び准看護師として当該職の職務に従事する者であって，管理者が指定するものに限る。）
4 級	高度業務（助産師，看護師及び准看護師として当該職の職務に従事する者であって，管理者が指定するものに限る。）

別表第二 初任給基準表（第四条関係）

イ 行政職給料表初任給基準表

職名	初任給	上限
専門業務	1級13号俸	1級45号俸
医療助手業務	1級1号俸	1級33号俸
一般業務	1級5号俸	1級17号俸
補助業務	1級1号俸	1級5号俸

備考 管理者が特に必要と認める者にこの表を適用する場合は、その者に適用される同表の初任給欄及び上限欄に定める号俸の号数に四を加えて得た数を号数とする号俸をもって、それぞれ同欄の号俸とすることができる。

ロ 医療職給料表（一）初任給基準表

職名	初任給	上限
医師	1級1号俸	1級33号俸
歯科医師	1級1号俸	1級33号俸

ハ 医療職給料表（二）初任給基準表

職名	初任給	上限
薬剤師	2級17号俸	2級81号俸
管理栄養士	2級5号俸	2級69号俸
心理療法業務従事者	2級5号俸	2級69号俸
栄養士	1級15号俸	1級79号俸
診療放射線技師	1級21号俸	1級85号俸
診療エックス線技師	1級21号俸	1級85号俸
臨床検査技師	1級21号俸	1級85号俸
衛生検査技師	1級21号俸	1級85号俸
臨床工学技士	1級21号俸	1級85号俸
理学療法士	1級21号俸	1級85号俸
作業療法士	1級21号俸	1級85号俸
視能訓練士	1級21号俸	1級85号俸
言語聴覚士	1級21号俸	1級85号俸
歯科衛生士	1級15号俸	1級79号俸

ニ 医療職給料表（三）初任給基準表

職名	初任給	上限
助産師	2級9号俸	2級73号俸
看護師	2級5号俸	2級69号俸
准看護師	1級1号俸	1級65号俸

ホ 技能労務職給料表初任給基準表

職名	初任給	上限
技能労務	1級13号俸	1級45号俸

別表第三 経験年数換算表（第四条関係）

	経歴	換算率
会計年度任用職員としての 在職期間	フルタイム会計年度任用職員として同種の職務に従事した期間	100 / 100
	パートタイム会計年度任用職員として同種の職務に従事した期間	100 / 100以下
	会計年度任用職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100 / 100以下
その他の期間	会計年度任用職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100 / 100以下
	学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間その他の期間で、その経験が会計年度任用職員としての職務に役立つと認められるもの	100 / 100以下

徳島県病院局管理規程第四号

徳島県病院局病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員旅費規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県病院局病院事業職員の旅費及び費用弁償に関する規程

本則中「企業職員」の下に「であるもの（次条において「旅行者」という。）のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員以外のもの」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして、「（旅費の支給）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（費用弁償）

第二条 旅行者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員には、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員の例により、費用弁償として、通勤に要する費用及び旅費を支給する。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和2年2月21日

徳島県公安委員会委員長 藤 井 伊 佐 子

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和2年6月5日（金）午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までの間とする。

(2) 実施場所

えひめ青少年ふれあいセンター

（愛媛県松山市上野町甲650番地 電話089-963-3166）

3 受検定員

10人

4 受検資格

次のいずれかに該当する者

(1) 徳島県内に住所地を有する者

(2) 徳島県外に住所地を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している法第2条第4項に規定する警備員

5 検定申請手続

(1) 検定の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、検定の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和2年4月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和2年4月27日（月）、同月28日（火）、同月30日（木）及び5月1日（金）の午前8時30分から午後5時15分までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、13,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革（ベルト）、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）及び印鑑を持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 共同検定

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

(2) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(3) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは一切受け付けない。